



産業廃棄物収集運搬業許可証

転載・複写禁止

優良

住所 長崎県佐世保市干尺町3番地47
 名称 株式会社縣北衛生社
 代表者の氏名 代表取締役 外間 広一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐世保市長 朝長 則男

許可の年月日 平成28年11月13日
 許可の有効年月日 令和5年11月12日



1. 事業の範囲

①汚泥、②廃油、③廃酸、④廃アルカリ、⑤廃プラスチック類、⑥金属くず、⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）

以上7種類（積替え又は保管を行う。）

⑧燃え殻、⑨紙くず、⑩木くず、⑪繊維くず、⑫動植物性残さ、⑬ゴムくず、⑭がれき類、⑮ばいじん（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。）

以上8種類（積替え又は保管を行わない。）

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	長崎県佐世保市長畑町1028番1		
産業廃棄物の種類	面積	保管上限	積上上限高
①汚泥	35.1m ²	20.0m ³	屋内（容器保管）
②廃油	25.12m ²	7.2m ³	屋内（容器保管）
③廃酸	0.84m ²	0.18m ³	屋内（容器保管）
④廃アルカリ	0.84m ²	0.18m ³	屋内（容器保管）
（上記のうち石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）			

所在地	長崎県佐世保市宮津町646番		
産業廃棄物の種類	面積	保管上限	積上上限高
⑤廃プラスチック類	8.76m ²	17.7m ³	屋内（容器保管）
⑥金属くず	4.375m ²	7.2m ³	屋内（容器保管）
⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	4.375m ²	7.2m ³	屋内（容器保管）
水銀使用製品産業廃棄物	8.75m ²	14.4m ³	屋内（容器保管）
（上記のうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）			

（裏面に続く）

所在地	長崎県佐世保市大塔町1306番10		
産業廃棄物の種類	面積	保管上限	積上上限高
⑤廃プラスチック類	32.4 m ²	23.36 m ³	容器保管
⑥金属くず	10.8 m ²	8.2 m ³	容器保管
⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	10.8 m ²	8.2 m ³	容器保管
(上記のうち石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)			

3. 許可の条件

余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年11月13日 更新許可

平成18年11月13日 更新許可

平成19年 2月14日 許可証の書き換え交付 (積替え保管量及び面積の変更)

平成23年11月13日 更新許可

平成26年 3月19日 許可証の書き換え交付 (積替え保管場所の追加)

平成28年11月13日 更新許可

平成30年 3月12日 許可証の書き換え交付 (水銀使用製品産業廃棄物等の取扱いの明記、積替え又は保管場所の面積及び保管上限の変更)

令和 3年10月28日 許可証の書き換え交付 (代表者の変更)

5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無し

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。